

投資信託の基準価額の連絡、発表等に関する規則

平成16年 3月19日制定
平成19年 1月19日改正
平成19年 9月21日改正
平成20年 9月19日改正
平成21年 1月16日改正
平成24年12月20日改正

(目的)

第1条 この規則は、投資信託受益証券（振替投資信託受益権を含む。以下「受益証券」という。）を信用取引に係る委託保証金等の代用有価証券として使用するために必要な基準価額の連絡、発表及び事故受益証券の連絡、発表その他必要な事項を定める。

(代用有価証券の対象受益証券)

第2条 信用取引に係る委託保証金等の代用有価証券の対象受益証券（振替投資信託受益権を含む。）は、本会が基準価額を発表するものとする。ただし、クローズド期間中の投資信託、累積投資専用の投資信託及び解約を一定日に限定している投資信託のうち、本券については、この限りでない。

(基準価額の連絡)

第3条 投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいい、以下「委託会社」という。）は、前条に規定する投資信託の基準価額について、細則で定める時間を目途に電磁的方法をもって本会に連絡するものとする。

2 本会に連絡する価額は、投資信託の評価及び計理等に関する規則第52条に基づき算出される基準価額とし、その他の価額は採用しないものとする。

* 細則第2条

(基準価額の発表)

第4条 本会は、委託会社から連絡を受けた基準価額を細則で定める方法により、発表する。

* 細則第3条

(事故証券の連絡)

第5条 委託会社は、販売会社（委託会社が指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する金融商品取引業を行う者をいう。）及び登録金融機関をいう。以下同じ。）において、受益証券及び投資証券の事故届けがあったとき、又は事故証券（事故届けがあった受益証券又は投資証券をいう。以下同じ。）が発見されたときは、遅滞なく当該投資信託又は投資法人（以下「投資信託等」という。）の運用を行っている委託会社に連

絡するよう販売会社に求めるものとする。

2 委託会社は、販売会社から前項に規定する連絡があった場合には、当該投資信託等を取扱っている販売会社に連絡するとともに、本会に電磁的方法をもって連絡するものとする。

(事故証券の発表)

第6条 本会は、委託会社から前条第2項に規定する事故証券の連絡があった場合には、速やかに事故証券の記番号に係るリストを作成し、本会の会員用ホームページに掲載する方法により公表するものとする。

(協会への連絡様式等)

第7条 委託会社は、第5条第2項に基づき本会へ事故証券に係る連絡を行う場合には、細則で定める様式により行うものとする。

また、本会は、前条に規定する事故証券の公表を行うに当たっては、細則で定める様式により行うものとする。

* 細則第4条

(ファンドコードの統一)

第8条 本会は、販売会社の事務処理の円滑化を図る等受益証券の基準価額発表制度の適切な運営に資するため、投資信託に係るファンドコードの統一化を図るものとする。

第9条 (削除)

(細則)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

(その他)

第11条 投資信託の基準価額の連絡、発表等に関し、この規則に定めのない事項については、理事会の決議をもって定めることができるものとする。

(所管委員会への委任)

第12条 理事会は、この規則に関する細則の改正について、自主規制委員会に委任することができるものとする。

2 自主規制委員会は、委任された事項に関し決定（理事会が必要と認めるものに限る。）を行った場合は、速やかに理事会にその内容を報告するものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年 1 月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年 9 月30日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年10月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年 1 月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年 1 月 4 日から実施する。